改 正 後

- 改 正 前
- 1 人事院規則 9 2 (俸給表の適用範囲) 第4条 第1号(6)の規定に基づき、次に掲げる職員を指定 する。
 - 一 警察庁の総括審議官、<u>政策立案総括審議官</u>、 サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議 官、参事官、首席監察官、国家公安委員会会務 官、生活経済対策管理官、捜査支援分析管理 官、犯罪鑑識官、国際捜査管理官、広報室長、 指紋鑑識官、警察制度総合研究官、人事総合研 究官、国際総合研究官、生活安全総合研究官、 少年問題総合研究官、刑事総合研究官、犯罪情 報分析官、組織犯罪対策総合研究官、犯罪情 報分析官、組織犯罪対策総合研究官、警備総 合研究官、警備実施総合研究官、外事情報総合 研究官及び国際テロリズム情報総合研究官

二~四 (略)

2 · 3 (略)

- 1 人事院規則 9 2 (俸給表の適用範囲) 第4条 第1号(6)の規定に基づき、次に掲げる職員を指定 する。
 - 一 警察庁の総括審議官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、参事官、首席監察官、国家公安委員会会務官、生活経済対策管理官、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官、国際捜査管理官、広報室長、指紋鑑識官、警察制度総合研究官、人事総合研究官、国際総合研究官、生活安全総合研究官、少年問題総合研究官、刑事総合研究官、犯罪情報分析官、組織犯罪対策総合研究官、交通総合研究官、組織犯罪対策総合研究官、交通総合研究官、高度道路交通政策総合研究官、警備総合研究官、警備実施総合研究官、外事情報総合研究官、警備実施総合研究官、外事情報総合研究官及び国際テロリズム情報総合研究官

二~四 (同左)

2 · 3 (同左)